

## 議案第6号

### 読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成9年読谷村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

#### (給与の内扱)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

令和8年1月20日提出

読谷村長 石嶺傳實